

令和8年2月20日
国土交通省
内閣府

造船ワーキンググループ運営要領

造船ワーキンググループの開催について（令和8年2月20日国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣申合せ）第4項の規定に基づき、造船ワーキンググループ運営要領を定める。

（会議の運営）

第1条 造船ワーキンググループ（以下、「WG」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

（議事内容等の公表）

第2条 座長又は副座長は、WGにおける議事の内容等を、WGの終了後、速やかに、適当と認める方法により、公表する。

2 前項に規定する議事の内容等の公表においてWGでの意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。

3 第一項及び前項の規定により議事の内容等を公表する際は、WGにおいて配布された資料を、原則として、併せて公表する。

（議事要旨）

第3条 共同座長又は副座長は、WGの終了後、遅滞なく、当該WGの議事要旨を作成し、これを公表する。

（雑則）

第4条 この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、共同座長が定める。